

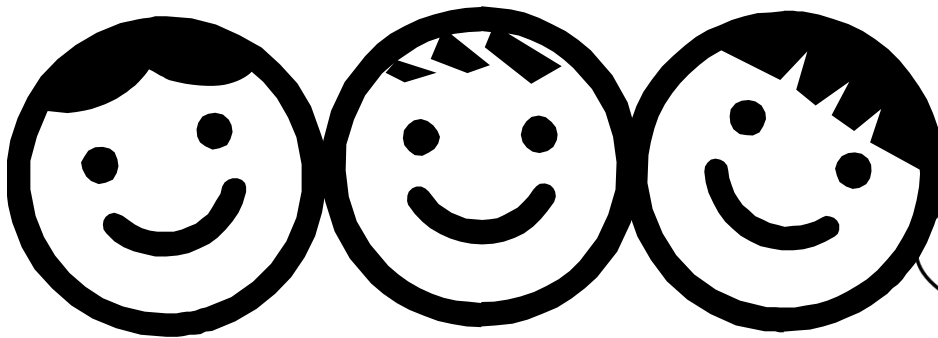
令和6年度



太白区

まちづくり活動助成事業

二次募集 募集要項



新たな取り組みや、
活動のステップアップに
ご活用ください！

選考により上限50万円の助成金を交付します。

新たな取り組みや活動のステップアップにご活用ください！

募集期間 令和6年4月15日(月)～5月10日(金)

申込方法 申込書(別紙)に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、下記窓口までご持参ください。※土日祝日を除く

お申し込み・お問い合わせ

〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目1-15

太白区まちづくり推進課地域活動係

電話247-1111(内線6137)

応募要件

1 応募資格

助成金の交付対象となる団体（個人不可）は、次の要件をすべて満たしている団体で、1 団体につき 1 件の応募とします。

- (1) 太白区内に活動拠点があり、構成員の概ね半数以上が太白区内に住所を有しているか、通勤・通学していること
- (2) 政治活動や宗教活動または営利を目的としていないこと
- (3) 法人の場合は法人の市民税及び事業所税に係る申告を行い、本市の市税を滞納していないこと
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと
- (5) 応募する活動の企画・運営並びに事業完了後の実績報告まで責任を持って履行できること

2 助成の対象となる事業

市民自らの創意工夫により、令和 6 年度中に自主的・自発的に取り組む「まちづくり活動」で、次のいずれかに該当する事業が対象となります。

- (1) 地域の課題解決を図る事業
- (2) 地域の自治力の向上を図る事業
- (3) 地域や区の特徴を生かし、その魅力を高める事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象になりません。

- (1) 仙台市の他の助成制度または仙台市の関係団体が実施する助成制度の補助を受けている事業
- (2) 町内会等が行う祭りや運動会等で新規性のない事業
- (3) 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的とした事業
- (4) 事業費をこの助成金のみで賄おうとする事業（自己資金 10%以上が必要）
- (5) 既に 3 回、この助成金を受けたことがある事業

3 助成金額と助成対象外経費

1 事業あたり 50 万円を限度とし、予算の範囲内で応募事業の実施に必要な事業費の一部を助成します（年度ごとの審査により、最長で 3 年間助成対象となります）。また、審査の結果、不採択または助成申込額から減額となる場合があります。

次の経費は助成の対象になりません。

- (1) 事務所等の維持経費（事務所等の賃借料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費など）
- (2) 視察又は研修会等への参加に要する経費（旅費、宿泊費、受講料、土産代など）
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、食料費
- (4) 備品の購入費（机、いす、パソコン等事務所用備品のほか、購入価格が 2 万円以上の物品）
- (5) その他助成することが適当でないと判断される経費

4 事業の期間

令和6年7月から令和7年3月末までとなります。

※年度内に精算を行えるように事業計画を立ててください。

選考方法と評価

5 事業計画説明会

応募した団体には、次の日程(予定)で開催する事業計画説明会において、事業計画のプレゼンテーションを行っていただき、「太白区区民協働まちづくり事業評価委員会」からの質問にお答えいただきます。

日時 令和6年6月1日(土)9時30分から
会場 太白区役所4階 第2、3会議室

※ 事業計画説明会には必ず出席してください。詳細は別途応募者あてにお知らせします。

※ 事業計画説明会は公開で開催し、申込書・添付書類等(個人情報等は除く)の写しを資料として来場者に配布します。議事録等は仙台市ホームページや市政情報センターで公開します。

6 選考方法と基準

申込書作成時のポイント!

助成対象事業と助成金額は「太白区区民協働まちづくり事業評価委員会」の審査を経て決定します。選考にあたっての評価基準は次のとおりです。

- (1) 団体の適格性 (2) 事業の目的 (3) 事業の内容(実現可能性や具体性、斬新性・独創性など)
(4) 実施体制 (5) 効果・影響力 (6) 将来性・発展性

※ 選考結果は太白区のホームページで公開します。

7 助成対象事業に決定したら

助成対象事業に決定した事業実施団体には、助成金申請に係る所定の手続きを行っていただきます。手続きの詳細は別途、対象団体あてにお知らせいたします。

※ 助成金交付対象事業の指定及び助成金の交付手続きは、仙台市議会の議決を経て、令和6年度予算が成立し発効された後、予算の範囲内において行うものとします。

8 活動報告

助成事業完了後は事業の実績報告書を提出していただきます。また、令和6年度末(令和7年1月~2月頃)に開催予定の事業報告会等で活動の成果をプレゼンテーションしていただきます。

9 その他

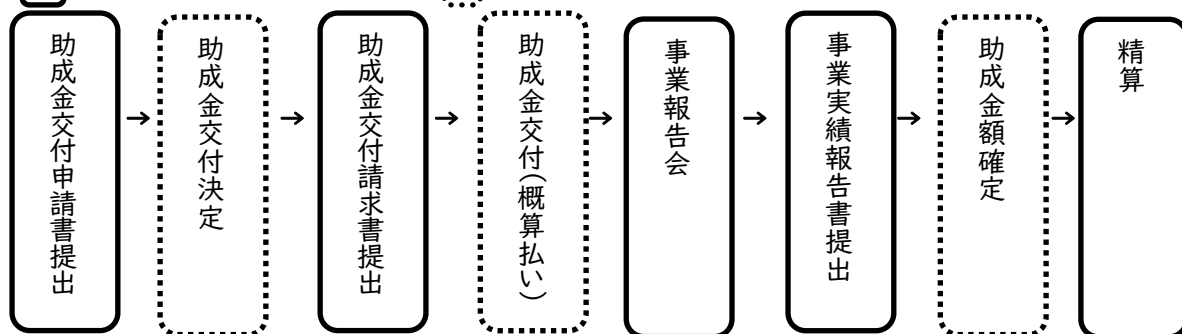
- (1) 助成の対象となった事業で冊子・チラシ等各種印刷物を作成するときは、作成物に「太白区まちづくり活動助成事業」により作成している旨を明記してください。
- (2) 事業内容の変更または中止しようとするときは、事前にその旨を区役所に届け出てください。
- (3) 助成金は概算払いで交付することができます。その場合、事業終了後、報告書をもとに金額を確定・精算することになります。報告内容によっては助成金をお戻しいたぐ場合があります。
- (4) 助成対象事業の収支について、通帳・帳簿で管理し、領収書等の証拠書類は適正に保管してください。また、これらの書類は、事業終了の翌年度から5年間保存していただきます。

※ 申込書のダウンロードや作成に関する説明資料、評価の基準等については、太白区のホームページをご覧ください

<https://www.city.sendai.jp/taihaku-katsudo/taihaku/machizukuri/machizukuri/r6machikatsujyosei.html>

※ 助成決定後の手続きの一例

(□ は事業実施団体が行う手続き □ は太白区が行う手続き)



♪ 太白区まちづくり推進課ほか、下記でも申し込みにあたって事前のご相談をお受けします。♪

《仙台市市民活動サポートセンター》

仙台市青葉区一番町四丁目 1-3 TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

開館時間: 9:00~22:00(月~土) 9:00~18:00(日・祝)

休館日: 毎月第2・第4水曜日・年末年始

《参考》 令和5年度 太白区まちづくり活動助成対象事業

| 事業名 | 実施団体 | 事業内容 |
|---|---------------|--|
| 公民協働で『育てる桜』に挑戦～三神峯の”桜縁”を永遠に | 西多賀まちづくり推進委員会 | 三神峯公園において、桜の整備について行政と協働で「育てる桜」に取り組む。また、市民センター、学校、各町内会など地域と連携した環境美化・維持活動を継続していくほか、桜ガイドの発行や写真コンテスト等により、三神峯の魅力発信に取り組む。 |
| 八木山駅前 AR 商店街 | 八木山地区まちづくり研究会 | AR(拡張現実)技術を利用し、八木山駅前商店会の活性化を図る。地域内各所や各店舗前でスマホをかざすと、3D キャラクターや店の紹介パネルが浮かびあがる仕掛けを作り、イベント実施時以外の平常時から、若者や親子連れを呼び込み、地域に賑わいをつくりだす。 |
| 「さくらカフェ」による地域活性化事業 | 桜会 | 緑ヶ丘地域で暮らす高齢者を対象に、定期的集いの場を設けて、健康づくりに関するプログラムを実施する。参加者自らが役割を發揮できる場や、地域施設の福祉施設との交流等をプログラムに取り入れ、高齢者の閉じこもりを防ぎ、生きがいのある暮らしを支援する。 |
| 秋保・さかいの村のふれあい体験交流事業 | さかいの地区創生会 | "秋保・境野地区において、地域外住民が参加するイベントを開催することにより、地域の魅力発信の機会を創出するとともに、交流人口の拡大や若年層の移住・定住を促進する。また、地域資源である森峯山や旧街道等の整備を通じて、新たな資源の発掘を行い、さらなる魅力創出と地域住民の誇りの醸成を図るほか、産直市を開催し、観光客等に地元の野菜等をPRする。" |
| 楽元の森活用事業 | 楽元の森運営委員会 | "上野山小学校に隣接する「楽元の森」の施設設備等の整備、充実を図る。また、市民センターや PTA、近隣小中学校等関係団体と連携して、地域の子供を対象とした様々なイベントの開催により、地域一体となった子供の育成や地域づくりの担い手の発掘を図る。" |
| わがまち 富沢地域住民の健康づくり事業”いきいき はつらつ 100まで 元気” | ふれあい健康サロン富沢 | "高齢化が進む富沢地域において、健康に不安を抱える高齢者に向けて健康相談会等を開催し、地域住民の健康寿命の延伸を図るとともに、地域との関わりが少ない高齢者などが外出して交流する場を創出し、互いに顔が見える安心な地域社会につなげる。また、参加を促すために健康に関する行事を医療専門スタッフや仙台南健康友の会と連携して運営する。" |